

米子市ふれあいの里総合相談支援センター（仮称）について

本市では、令和2年3月に策定した「地域“つながる”福祉プラン」に基づき、市内に複数のエリアを定め、エリアごとに、地域住民主体の活動支援と個別課題の包括的な相談支援の拠点となる「総合相談支援センター」の設置を目指しています。

現在、1か所目のセンターを開設する準備を行っているところであり、概要は以下のとおりです。

1 名称

米子市ふれあいの里総合相談支援センター（仮称）

2 開設場所及び開設時期

開設場所：ふれあいの里1階及び2階

開設時期：令和4年4月

3 直営・委託の別

直営

4 主な業務

(1) 福祉の総合相談窓口

地域を問わず、市民からの全分野の相談を受け付ける。受け付けた相談のうち、支援を担当する機関が明確である場合は、担当機関につなぎ、必要に応じて連携しながら支援を行う。既存の制度やサービスに該当しないケースで、明確な担当者が存在しない場合は、担当が決まるまで主として関わっていく。

(2) 重層的支援体制整備事業の中核的業務

ア 多機関協働事業

複合化・複雑化した課題や、制度の狭間にある課題を抱えた世帯の支援調整を行う。

（ケースアセスメントを行った上で、多機関協働の支援プランを作成し、重層的支援会議において、支援関係者の役割を決定する。）

また、必要に応じて、各機関の後方支援や人材育成研修を行う。

イ アウトリーチ等による継続的支援事業（委託事業）の管理

ひきこもり等により適切な支援が届いていない世帯に対し、家庭訪問を中心にした働きかけや伴走支援を行い、支援を届ける。

ウ 参加支援事業

各分野における既存の支援では対応できないニーズ等に対応するため、地域の社会資源等を活用・創出し、社会とのつながり作りに向けた支援を行う。

エ 各種支援プランの作成及び重層的支援会議等の開催

(3) 成年後見制度利用支援業務

センターを成年後見制度利用支援の中核機関と位置づけ、成年後見制度利用に関する相談に対応するとともに、多機関のネットワーク構築を行う。

(4) ひきこもり相談窓口

ひきこもりに関する相談ダイヤルを障がい者支援課から引き継ぎ、相談対応を行う。

(5) 地域包括支援センター業務

市社協に委託している「ふれあいの里地域包括支援センター」を直営化して総合相談支援センターに組み込む。「ふれあいの里地域包括支援センター」で実施している委託業務（介護予防事業、認知症初期集中、健口機能向上事業を含む）はそのまま引き継ぎ、地域包括支援センターとしての担当エリアの変更は行わない（東山、福米、福生）。